

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月28日
【会社名】	株式会社フルキャストホールディングス
【英訳名】	FULLCAST HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 坂 卷 一 樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目9番5号
【電話番号】	03 (4530) 4830 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務IR部長 朝 武 康 臣
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田八丁目9番5号
【電話番号】	03 (4530) 4830 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務IR部長 朝 武 康 臣
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(第2 - 1 回株式報酬型新株予約権)

その他の者に対する割当

発行価額の総額 144,402,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

の合計額を合算した金額 144,460,700円

(第2 - 2 回株式報酬型新株予約権)

その他の者に対する割当

発行価額の総額 0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

の合計額を合算した金額 51,100円

(注) 1. 本募集は、2022年3月25日開催の当社第29回定時株主総会の決議及び2022年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。

2. 第2 - 1 回株式報酬型新株予約権の発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(2022年3月24日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする。)であります。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

4. 第2 - 1 回株式報酬型新株予約権の割当対象者のうち「当社の完全子会社ではない当社子会社の取締役」に割り当てる新株予約権に係る本募集金額は1億円未満であります。企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

5. 第2 - 2 回株式報酬型新株予約権の割当対象者のうち「当社の完全子会社ではない当社子会社従業員」に割り当てる新株予約権に係る本募集金額は1億円未満であります。企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年3月28日付で第29期有価証券報告書(自2021年1月1日至2021年12月31日)および臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2022年3月25日付で提出した有価証券届出書について、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差し替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2022年3月25日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えいたします。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第28期(自2020年1月1日至2020年12月31日)

2021年3月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第29期第1四半期(自2021年1月1日至2021年3月31日)

2021年5月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第29期第2四半期(自2021年4月1日至2021年6月30日)

2021年8月12日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第29期第3四半期(自2021年7月1日至2021年9月30日)

2021年11月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、2021年4月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等

のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

2022年3月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、2022年3月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。